

「多摩マッチングプロジェクト」に係る苦情申出への対応等について

令和5年(2023年)4月28日

令和5年(2023年)1月13日に、国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例(以下、「条例」と言います。)第19条に基づく苦情の申出がありました。同年1月16日に国立市男女平等推進市民委員会(以下、「委員会」と言います。)に諮問し、計2回の審議を経て、同年2月21日に答申を受領いたしました。また、国立市人権・平和のまちづくり審議会(以下、「審議会」と言います。)から意見を聴取いたしました。

これらの答申及び意見を受けて、市の対応等について以下の通り回答いたします。

1. 委員会からの答申及び審議会からの意見(概要)

(1)委員会からの答申

委員会から提出された答申の要旨は以下の通りです。

- ①男女で年齢差を設けたことについて
 - ・差別や人権侵害を禁止する条例の規定に違反している。
- ②事業の企画について
 - ・多様な生き方を尊重する姿勢や性の多様性への配慮を欠いている。
- ③本件の要因
 - ・条例に照らして事業への疑義があつたにもかかわらず、狛江市の要望を覆せなかったこと。
 - ・差別的取扱についての市の問題認識が不十分だったこと。
- ④具体的提案
 - ・連携市・委託事業者も含めて条例遵守を徹底し、疑義がある場合は市長室と検討すること。
 - ・有効なチェック体制や研修のあり方等を検討すること。
 - ・男女平等参画兼 DV 対策推進員の役割を明確化すること。

(2)審議会からの意見

審議会からは、委員会の答申にて言及があつた事項のほかに、年齢制限を設けたことについて合理的な理由がなく問題であるとの意見が出されました。

2. 総括

委員会からの答申及び審議会からの意見を踏まえた、本件に係る市の考え及び今後の対応は以下の通りです。

(1)男女で年齢差を設けたことについて

①対応の経緯

当市でのイベント(令和5年(2023年)1月15日開催)の募集に当たり、令和4年(2022年)11月中旬に事業者から、男女で年齢差を設けることの提案がありました。それは、稲城市でのイベント(令和4年(2022年)12月4日開催、20歳から49歳対象)の募集を開始した段階で、男性は20代、女性は40代が多い状況であり、参加者の年齢が男女で離れすぎることにより、マッチングの成立が難しくなることを危惧してのものでした。事業の所管課である政策経営課としても、事業効果を上げるためには、年齢差を設けることが必要であると判断し、そのような対応に至りました。

一方で、そのことが性別による差別や固定的性別役割意識の強化となり得るということについては、認識が不足していました。問題性について認識できなかったことから、男女平等参画を所管する市長室との協議等は行われませんでした。

令和4年(2022年)12月5日に、市民の方からご意見をいただき、内部であらためて検討した結果、男女で年齢差を設けることの合理性は乏しいと判断し、速やかに年齢をそろえて募集し直し、ホームページ、ツイッター、市報でお詫びと訂正を掲載しました。なお、稲城市及び国立市のイベントにおける参加者の年齢について、結果的に男女で大きな差はありませんでした。

②条例との関係

当初の募集時に男女で年齢差を設けたことについては、一定の理由があったとしても、性別による差別の禁止や固定的性別役割意識からの脱却を定める条例の趣旨、行政が実施主体となる事業であることを鑑みると、その理由が十分に合理的であるとは言えませんでした。よって、当初の募集時に男女で年齢差を設けたことについては、条例の趣旨等に照らして不当であったと判断します。

(2)性の多様性との整合性について

①性の多様性を包摂した事業実施の検討

本事業の立ち上げ時、条例との整合性の観点から、性の多様性に配慮した企画とするよう、連携市に対して当市が要望を行いました。その結果、令和4年度(2022年度)については異性間のマッチング事業を実施することとし、令和5年度(2023年度)で本事業において LGBTQ+関連の企画を実施することを検討することとしておりました。

令和5年度(2023年度)の事業を具体的に検討していくに当たり、LGBTQ+を対象としたマッチング企画やLGBTQ+に関する啓発企画の提案が、狛江市からありました。LGBTQ+を対象としたマッチング企画については、実績のある事業者への委

託や、運営方法について検討しましたが、参加者のプライバシーへの配慮等の問題も大きく、適切な運営方法が見出せないことから、令和5年度(2023年度)の実施は見送ることと致しました。

LGBTQ+に関する啓発企画については、国立市では男女平等参画ステーション・パラソルを中心に取り組んでいることから、本事業においては実施しないことと致しました。

② 条例との関係及び本事業の意義

条例では性的指向による差別を禁止していますが、令和4年度(2022年度)の本事業は異性間のマッチングを目的としたものであるため、必然的に特定の性的指向のみを対象としたものとならざるを得ませんでした。性的指向による制限を設ける以上、条例との関係から、実施することの十分な意義を見出すことが必要となります。本事業の意義としては以下のことを考えております。

(ア)年齢・年収・職業等の条件により民間サービスを利用できない方に、異性間の出会いの場を提供することにより、パートナーとの出会いを望む人の支援を行う。

(イ)参加者にとっては、行政が運営主体であるため安心感があり、民間サービスに見られる男女の参加費用の差もなく比較的安価に参加できる。

(ウ)令和4年度(2022年度)のイベント開催の結果、各回とも複数組のマッチングが成立し、イベント後に交際に発展したという報告もあり、一定の成果があったと考えられる。

(エ)イベントを通じ、他地域から人を呼び込むことになるため、地域活性化、市の魅力発信につなげることができる。

現状においては、上記の意義が一定程度あることから、条例に照らしてただちに事業を取りやめるべきであるとは言えないと考えます。一方で、性の多様性に関する課題については、差別の解消及び婚姻の平等の実現に向けて、より一層取り組んでまいります。

(3) 募集年齢に制限を設けたことについて

令和4年度(2022年度)に実施したイベントでは、最終的に男女とも23歳以上49歳以下という年齢幅で、参加者を募集しました。国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例では、年齢による差別を禁止しており、審議会からは、年齢制限を設けたことについて、合理的な根拠がなく問題があると言及されています。

令和4年度(2022年度)に実施したイベントでは、民間で実施されているイベントよりも、幅広い年齢の設定としましたが、参加者からは年代の幅を狭めてほしいとの意見も出ているなど、同年代との出会いを求めている参加者が多いことが伺えます。

各市1回しかイベントを実施することができず、参加人数が限られる中、効果を最大化することを考えると、一定の年齢幅を設定する必要性があり、今回は23歳以上49歳以下として募集したものです。

今回、募集年齢に一定の制限を設けたことには、合理性があるものと考えておりま

すが、50代以上の方の出会いのニーズや場の創設については、検討の必要性があることから、今後の課題としてまいります。

(4)再発防止に向けた全庁での対応

職員向けの各種研修において、本件を事例として活用してまいります。また、各課が所管する事業等についてジェンダーの観点から疑義がある場合には、市長室へ情報提供・相談するよう周知し、同様の事例が起こらないよう、再発防止に努めます。職員一人ひとりの意識改善には時間がかかることから、推進員のあり方を見直すなど、男女平等・男女共同参画推進計画改定に向けて、推進体制を検討してまいります。

(5)令和5年度(2023年度)の多摩マッチングプロジェクトについて

上記(1)から(4)までを踏まえ、令和5年度(2023年度)については、性別による差別や固定的性別役割意識の強化とならないよう事業運営を工夫することで本事業へ継続して参加することと致します。

事業を継続するに当たっては、多摩マッチングプロジェクト実行委員会において、規約の目的を「各市の魅力発信を推進しながら人と人との出会いに関するイベントを実施することで、人と人との豊かな関わりをつくるきっかけを提供するとともに、各市に対する愛着を深め、移住定住を促進し、人口減少対策及び地域の活性化を図ること」に変更する方向で調整しています。

連携市に対しては、令和5年(2023年)3月2日の会議にて答申内容を説明し、同年4月12日の会議では、答申後の当市での議論の状況を説明することで、条例の理念について理解を得られるよう働きかけてきました。令和5年度(2023年度)の事業開始前に、改めて条例の理念と本事業における当市の考え方を説明し、連携市の理解を得ることと致します。

委託事業者は再度プロポーザルにより選定することとし、プロポーザルの実施に当たっては、各市の条例を遵守すべき旨を明記するとともに、優先交渉権者となった事業者へは改めて条例の理念を説明し、理解を求めてまいります。

なお、令和6年度(2024年度)の事業実施については、行政におけるマッチング支援のあり方など様々なご意見があることを踏まえ、本事業の効果検証を行った上で検討してまいります。

以上